

Q & A

パートナーシップ宣誓制度は婚姻とどう違うの？



婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務などさまざまな権利・義務が発生しますが、パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

制度が始まると何が変わる？

この制度により、日常生活のさまざまな場面での手続きが円滑になるほか、例えば市営住宅への入居申し込みや新たなサービスが受けられるようになります。法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広め、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつながります。



用語解説

性的マイノリティ(性的少数者)

性自認、性的指向その他性のあり方について典型とされない人たちで、LGBTは性的マイノリティを表す言葉の一つとされています。

カミングアウト

本人が自発的に性自認や性的指向を表明することを言います。必ずしもカミングアウトしなければならないものではありません。

アウティング

本人の了解なく、その人の性自認や性的指向を他者に伝えることをアウティングと言います。アウティングの結果、いじめにあったり、学校や職場での居場所がなくなったりする人もいます。中には、自殺に追い込まれる人もいます。

カミングアウトされたら...

カミングアウトされたということは、あなたを信頼しているからこそ。まずは、受容的な態度で受け止めましょう。「大切なことを伝えてくれてありがとう」「何かできることがありますか」などと声をかけると良いかもしれません。「勝手に他人に共有しません」という意志をしっかりと伝えましょう。

ALLY(アライ)になりませんか？

性の多様性を理解し、性的マイノリティの方を支援する人をALLY(アライ)といいます。性的マイノリティのありのままを受け止め、生きやすい社会を願う人であれば誰もがALLYです。大切な人が自分のセクシュアリティで悩んでいるとき、打ち明けてくれたとき、それを受け止め、話に耳を傾げるだけでもALLYとしての立派なアクションになります。

講演会予告

香南市パートナーシップ宣誓制度施行記念講演会
男らしさ、女らしさより 自分らしさが社会を変える～LGBT・男性・女性とは～

講師 ブルボンヌさん(NHK Eテレ ハートネットTVフクチッチに出演中)

日時 2023年3月19日(日) 開場18:00 開演18:30

場所 香南市のいちふれあいセンター サンホール ※詳細はホームページをご覧ください

香南市は、性の多様性を認め合い
誰もが自分らしく生きられるように
まちづくりをすすめよう
10月11日に「香南市にじいろのまち宣言」を行い
今年3月にパートナーシップ宣誓制度を制定します。



■人権課 ☎57-8507

パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、地方自治体が同性カップルなどに対して、2人の関係が婚姻と同程度と認め、公的に証明する制度です。

平成27年に渋谷区、世田谷区で制度が始まり全国に広がっています。自治体によって制度の特徴が異なり、条例や要綱、同性カップルだけでなく、トランスジェンダーや事実婚も対象に含むなど、制度の内容にも広がりを見せています。
令和5年1月現在、全国では、255団体の自治体で制度が導入され、高知県では、今年1月現在、高知市と土佐清水市、黒潮町、南国市の4つの自治体が制度を制定しています。

香南市パートナーシップ宣誓制度 (令和5年3月開始)

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。
この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの

宣誓手続きの流れ

①事前予約

宣誓希望日の1週間前までをお願いします



②宣誓

必要書類をお持ちの上、二人そろってお越し下さい



③宣誓書受領証等の交付

宣誓書を受け付けてから宣誓書受領証の交付まで数日間必要です

※詳しくは、香南市ホームページに掲載します

香南市では、今年3月1日より性的マイノリティの一方または双方からの届出を受け、宣誓書受領証を交付していきます。



▲昨年10月に「にじいろのまち宣言」を行いました

方が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。